

新型コロナウイルス感染症に関わる対応について【2月10日改訂版】

妙高市立新井中学校

標記の件につきまして、変更点等がございますので、ご確認をお願いします。

1. 体調不良等の場合

本人及びご家族に発熱や倦怠感、頭痛、のどの違和感等、新型コロナウイルス感染症を疑う症状がみられる場合には、登校を自粛してください。

2. 濃厚接触者として特定された場合

(1) 濃厚接触者の待機期間について

○一般的には、濃厚接触者の待機期間7日間です。

※最終接触日（陽性者と最後に接触した日）を0日として、7日間待機。（8日目に待機解除）

- ・家庭感染等で濃厚接触者となった場合 → 保健所から指示された期間を優先してください。
- ・学校感染で濃厚接触者となった場合 → 学校から指示された期間を優先してください。

(2) 外出の自粛について

○濃厚接触者は指定された期間、自宅待機となります。

○外出自粛をお願いします。

（学校や買い物、社会体育や習い事、無料の検査会場を受けるための薬局への外出も控えてください。）

(3) 健康観察の実施と報告について

○毎日、朝・夕の体温測定を行ってください。

○呼吸器症状(咳、喉の痛み、呼吸苦など)がないか確認してください。

→当校ホームページより「健康観察シート」をダウンロードし、記録を付けてください。

○毎日、学校に（11：00までに）健康状態（前日夜と当日朝の体温）を報告してください。

※右のQRコードからアンケートフォームに進み、報告をお願いします。

報告いただく内容

- ①生徒ID ②生徒氏名 ③前日夜、当日朝の体温
- ④症状（無症状の場合は「なし」とご記入ください）



(4) 待機期間中に体調が悪くなったときの対応について

○発熱などの体調変化があった場合には、かかりつけ医、けいなん総合病院発熱外来、受診・相談センター、保健所のいずれかに受診・検査の相談をしてください。

① 平日（8：30～17：15）上越保健所 025-524-6134

けいなん総合病院発熱外来 0255-72-3161

② 夜間・休日 県新型コロナウイルス受診・相談センター 025-256-8275

② 容体が急変した場合：必ず電話をして救急外来受診または、救急車 119

※ 不明な点は、上越保健所医薬予防課 025-524-6134 まで問い合わせください。

(5) 自宅待機後の登校について

登校届と健康観察シートを提出ください。（当校ホームページ参照）

(6) 学校から濃厚接触者の特定を受けた場合、家族への制限について

○保護者等（大人）への制限

- ・児童生徒が濃厚接触者に特定されても、学校から行動制限を指示することはありません。
(ただし、保護者の勤務先によって対応が異なるかと思いますので、各自の勤務先にお問い合わせください。)

○兄弟姉妹等、学校への登校制限

- ・児童生徒が学校から濃厚接触者に特定された場合、その兄弟姉妹が通学する市内保育園・こども園、小・中学校、特別支援学校への登校についても **濃厚接触者と同期間の登校・登園の自粛**をお願いします。**ただし、濃厚接触者が、保健所や医療機関でのPCR検査を受け、陰性が確認された場合は、その時点で登校が可能になります。**
- ・濃厚接触者の兄弟姉妹が、県立学校（高校等）に通っている場合も同様と考えられますが、学校の指示に従ってください。（県立学校についても同様の通知が出ています。）

※保健所から濃厚接触者が特定された場合の制限については、保健所の指示に従ってください。

(7) 自宅待機期間の過ごし方について

○感染拡大防止に努めた生活をお願いします。

- 例) ・他の同居者との部屋を分ける。 ・家の中でもマスクを着用する。
・こまめに手洗い、定期的な換気する。 ・汚れた衣類は洗濯し、完全に乾かす。
・手の触れる共用部分(ドアの取っ手、ノブなど)をこまめに消毒する。
・ゴミは密閉して捨てる。 など

3. 発熱等によりPCR等の検査を受けることになった場合

(1) お子さんが発熱等によりPCR等の検査を受けることになった場合

→検査結果が判明するまでは、登校できません

陽性であった場合	陰性であった場合	
保健所より「療養解除」となるまでは登校できません。 <u>登校の際、「治癒届」を提出ください。</u> (当校ホームページ参照)	濃厚接触者に特定された場合	濃厚接触者に特定されなかった場合
	<u>7日間の自宅待機</u> をお願いします。	↓
↓ 期間終了後	↓ 期間終了後	↓
お子さん本人やご家族等に <u>発熱や倦怠感、のどの違和感など</u> 、新型コロナウイルス感染症を疑う症状がない場合には、登校できます。		

(2) お子さん以外のご家族が発熱等によりPCR等の検査を受けることになった場合

→検査結果が判明するまで、登校の自粛をお願いします。

陽性であった場合		陰性であった場合	
陽性者が自宅で療養する場合	陽性者が自宅以外で療養する場合	陰性者が濃厚接触者に特定された場合	陰性者が濃厚接触者に特定されなかった場合
陽性となった人が療養解除となった日から、さらに <u>7日間程度（濃厚接触者としての経過観察期間）</u> は登校できません。 <u>登校の際、「登校届」と「健康観察シート」を提出ください。</u> (当校ホームページ参照)	陽性となった人が自宅を離れた日から、 <u>7日間程度（濃厚接触者としての経過観察期間）</u> は登校できません。 <u>登校の際、「登校届」と「健康観察シート」を提出ください。</u> (当校ホームページ参照)	↓	↓
↓ 期間終了後	↓ 期間終了後	↓	↓
お子さん本人やご家族等に <u>発熱や倦怠感、のどの違和感など</u> 、新型コロナウイルス感染症を疑う症状がない場合には、登校できます。			

※ 陽性となった場合の濃厚接触者への連絡等は、保健所の指示に従ってください。